

平成28年度第1回関東ブロック統括DMAT登録者技能維持・ロジスティクス研修及び
第5回関東ブロックDMAT技能維持研修実施要領

1. 目的

この事業は、日本DMAT隊員として登録されている者に対して、DMAT活動に必要な知識・技術の維持、資質の向上を目的とした研修を実施する。また、統括DMAT登録者に対し、災害時にDMAT本部の責任者として活動するために必要な知識・技術の維持、資質の向上を目的とした研修を実施する。また、あわせて、日本DMAT隊員として登録されている者に対して、DMAT本部における本部要員として活動するために必要な知識・技術の習得を目的とした研修を実施する。

2. 受講対象者

関東ブロックのDMAT登録者（職種を問わない）

3. 研修会場

内閣府立川災害対策本部予備施設
〒190-0014 東京都立川市緑町3567

4. 研修実施期間

【統括DMAT技能維持研修】・【技能維持研修】

平成29年3月 9日（木） 9時30分～19時45分

平成29年3月10日（金） 9時30分～17時40分

※統括DMAT技能維持研修参加と併せて同日開催の技能維持研修も受講して下さい。

【技能維持研修のみ受講の者】

平成29年3月 9日（木） 14時00分～19時45分

平成29年3月10日（金） 9時30分～12時05分

5. 受講定員

約200名

※受講申込が多数の場合、受講者の選定を行います。ご了承下さい。

6. 受講者の推薦及び決定

(1) 受講者の推薦

受講者は、対象となる都道府県が希望者を選考し、厚生労働省DMAT事務局に推薦するものとする。

(2) 受講者の決定

厚生労働省DMAT事務局は、都道府県等から推薦のあった者のうちから受講者を決定し、都道府県等に通知するものとする。

7. 研修内容（案）

【統括DMAT技能維持研修】

- (1) DMATの指揮・調整のあり方
- (2) 広域災害救急医療情報システムの操作実習
- (3) DMAT都道府県調整本部の役割
- (4) DMAT活動拠点本部の役割
- (5) DMAT SCU本部の役割
- (6) DMAT本部設置・運営実習

【技能維持研修】

- (1) 厚生労働省のDMATに係わる施策の説明
- (2) EMISの説明及び実習
- (3) 広域医療搬送の仕組みとカルテ
- (4) 統括研修内容（本部運営等）
- (5) 病院支援のあり方
- (6) 病院におけるDMATの受け入れ
- (7) その他隊員養成研修新プログラムの変更点などの説明
- (8) 事例紹介
- (9) 机上訓練

8. その他

旅費、滞在費及び宿泊費等実費相当分については受講者側の負担とし、受講者は、研修事業実施が指定する研修に必要な物品を持参するものとする。

なお、宿泊施設については、原則として受講者各自が確保することとする。